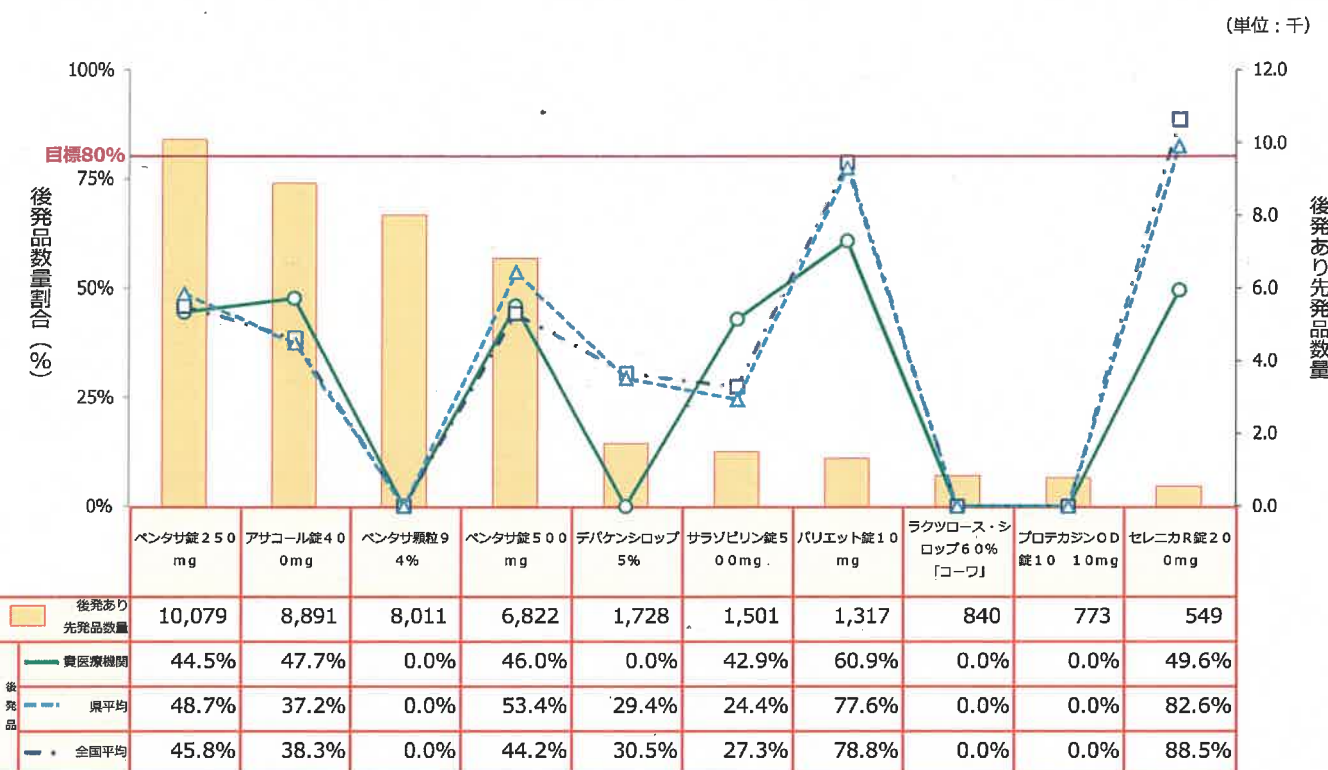


## 6. 貴医療機関における後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品

後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品をお知らせします。

国目標80%に達していない医薬品は、特に一般名処方など後発品の使用促進にご協力をお願いします。



## ジェネリック医薬品に関するお知らせ (院外版)

～貴医療機関の処方状況について～

全国健康保険協会 福岡支部

〒812-8670

福岡市博多区上呉服町10-1

博多三井ビルディング

TEL: 092-283-7621

〒 [ ]  
[ ]  
[ ] 御中

全国健康保険協会（協会けんぽ）の事業運営につきまして、平素より格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年6月の閣議決定において「2020年9月までにジェネリック医薬品（以下、後発品）の使用割合を80%以上とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と定められました。

協会けんぽといたしましても、加入者の方のお薬代や保険料の負担軽減に繋がることから、後発品の普及促進の取組を積極的に進めています。この取組の一環として、協会けんぽ加入者の方のレセプトを集計し、地域における後発品使用割合等について、医療機関様へ情報提供を行っております。後発品の取扱をご検討される際の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

## 1. 協会けんぽ加入者への処方状況

### 先発品から後発品に変更後、患者に副作用が発生した場合の責任は？

医師が先発医薬品を適正に処方し、変更不可欄に「レ」または「×」の印等のない処方せんについて、薬剤師が適正に先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合には、仮にその医薬品により副作用被害が発生したとしても、医師や薬剤師にその副作用の責任が生じるものではありません。

適正に使用したにもかかわらず副作用による一定の健康被害が生じた際には、先発医薬品、ジェネリック医薬品のいずれの使用であっても、製造販売業者の社会的責任に基づく拠出金等を財源とした「医薬品等副作用被害救済制度」の対象となり得ます。ジェネリック医薬品であるという理由で救済制度の対象から外れるということはありません。



※ 厚生労働省：「ジェネリック医薬品への疑問に答えます ～ジェネリック医薬品Q&A～」より

医薬品副作用被害救済制度に関する情報は、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構のウェブサイトよりご確認ください！

医薬品副作用被害救済制度に関する業務

<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>

「貴医療機関」「二次医療圏」「県平均」の後発品にかかる処方状況をお知らせします。



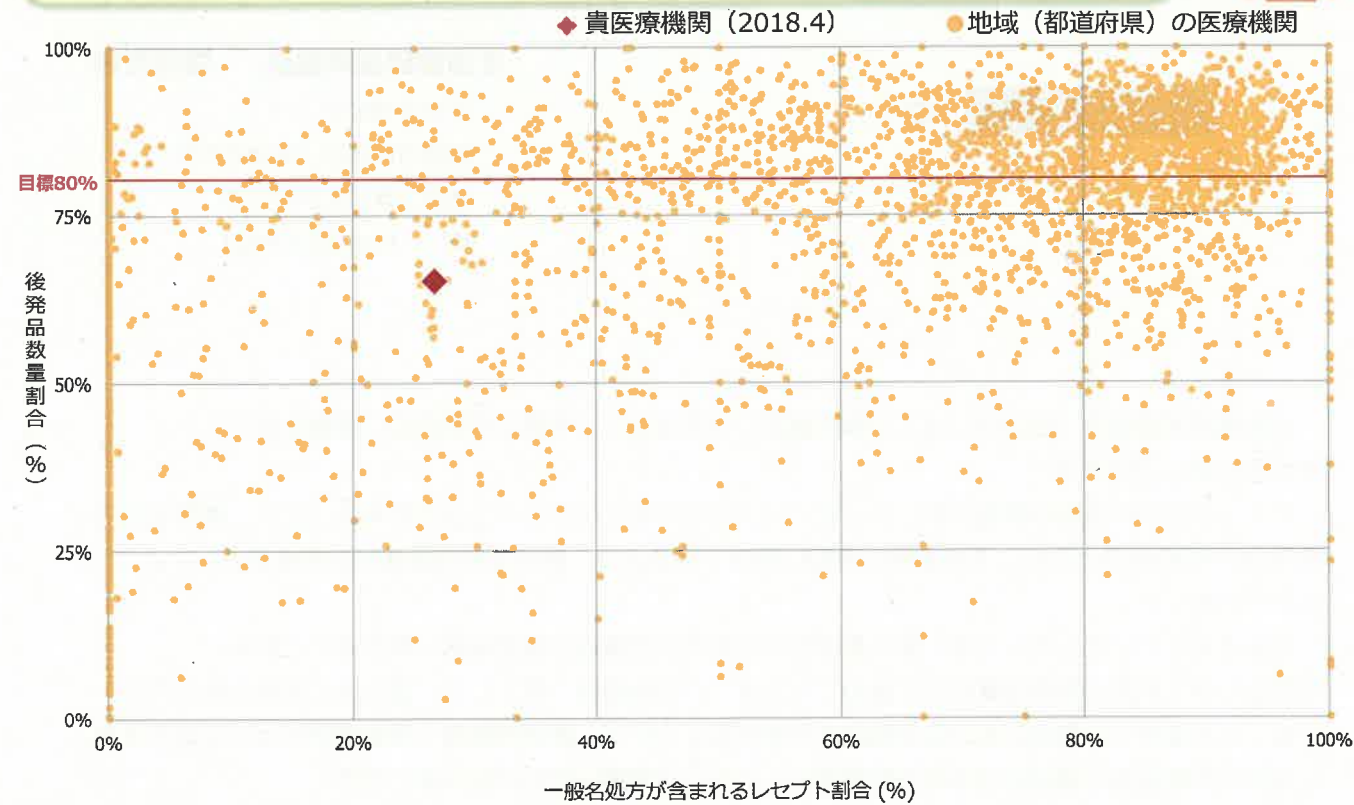
	貴医療機関にて処方箋を発行した協会けんぽの加入者数	院外処方		
		貴医療機関	二次医療圏平均	県平均
人数	貴医療機関にて処方箋を発行した協会けんぽの加入者数	1,221 人	164 人	142 人
	後発品が処方された加入者数	794 人	125 人	109 人
	後発品が処方された加入者割合	65.0 %	76.4 %	76.7 %
数量	貴医療機関にて発行した処方箋の薬剤数量	297,988	18,719	18,295
	後発品のある先発医薬品の処方数量	62,555	3,145	2,963
	後発品の処方数量	117,567	9,434	9,167
	後発品数量割合	65.3 %	75.0 %	75.6 %
金額	貴医療機関にて発行した処方箋の薬剤金額	34,341,011 円	862,117 円	984,535 円
	後発品の薬剤金額 (10割)	2,819,187 円	166,804 円	168,100 円
	後発品金額割合 (10割)	8.2 %	19.3 %	17.1 %

※本紙に掲載している情報は、協会けんぽ 平成30年4月診療分の内科レセプト、調剤レセプトにもとづいて作成しています。

※貴医療機関にて発行された処方箋にヒモ付く調剤レセプトを用いて処方数量や薬剤金額等を集計しています。

## 2.後発品数量割合と一般名処方が含まれるレセプトによる貴医療機関の位置づけ

「後発品数量割合（縦軸）」と「一般名処方が含まれるレセプト割合（横軸）」をもとに貴医療機関の位置づけをお知らせします。地域の後発品使用状況を参考にさせていただくとともに、一般名処方へのご理解、ご協力をお願いします。



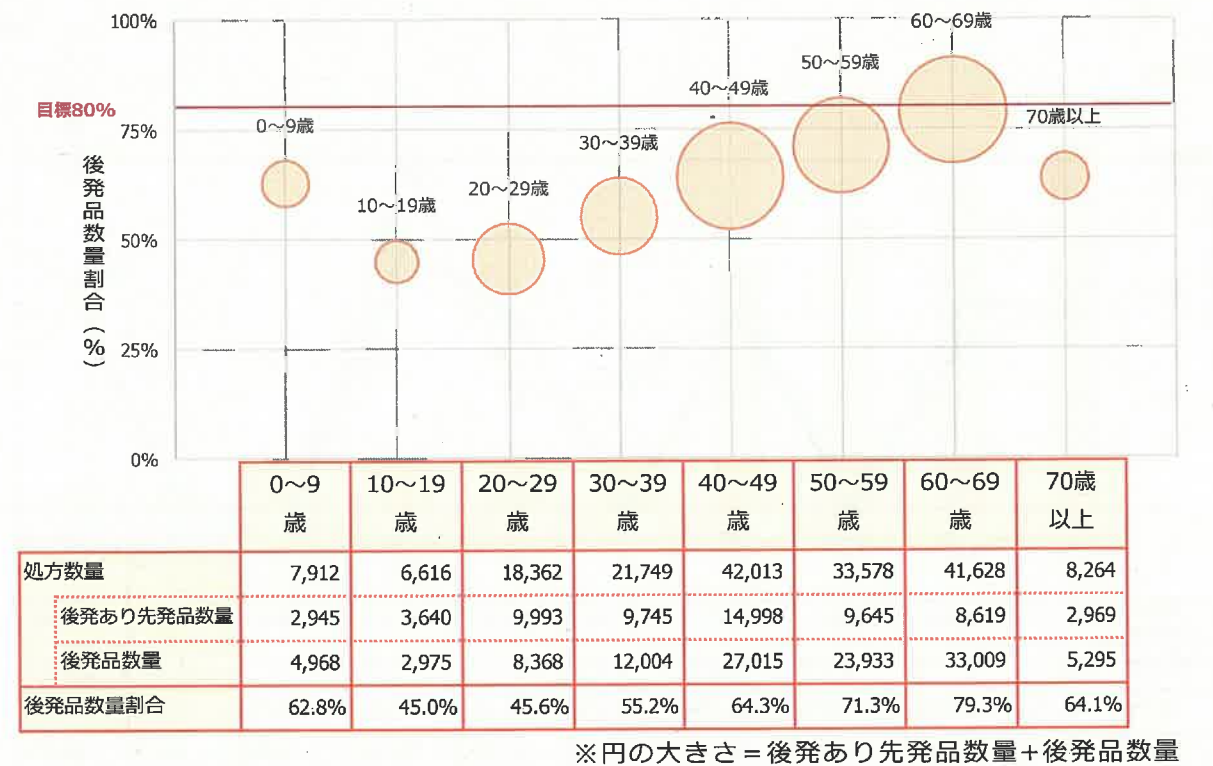
## 3.貴医療機関の薬効分類別後発品数量割合

貴医療機関における「後発あり先発品」の数量が多い薬効分類上位10種をお知らせします。国目標80%に達していない薬効は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



## 4.貴医療機関の年齢別後発品数量割合

貴医療機関における年齢別後発品数量割合をお知らせします。国目標80%に達していない年齢については、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



## 5.貴医療機関の処方せん受付薬局状況

貴医療機関にて発行した処方せんの受付人数が多い上位5薬局の後発品にかかる調剤状況をお知らせします。



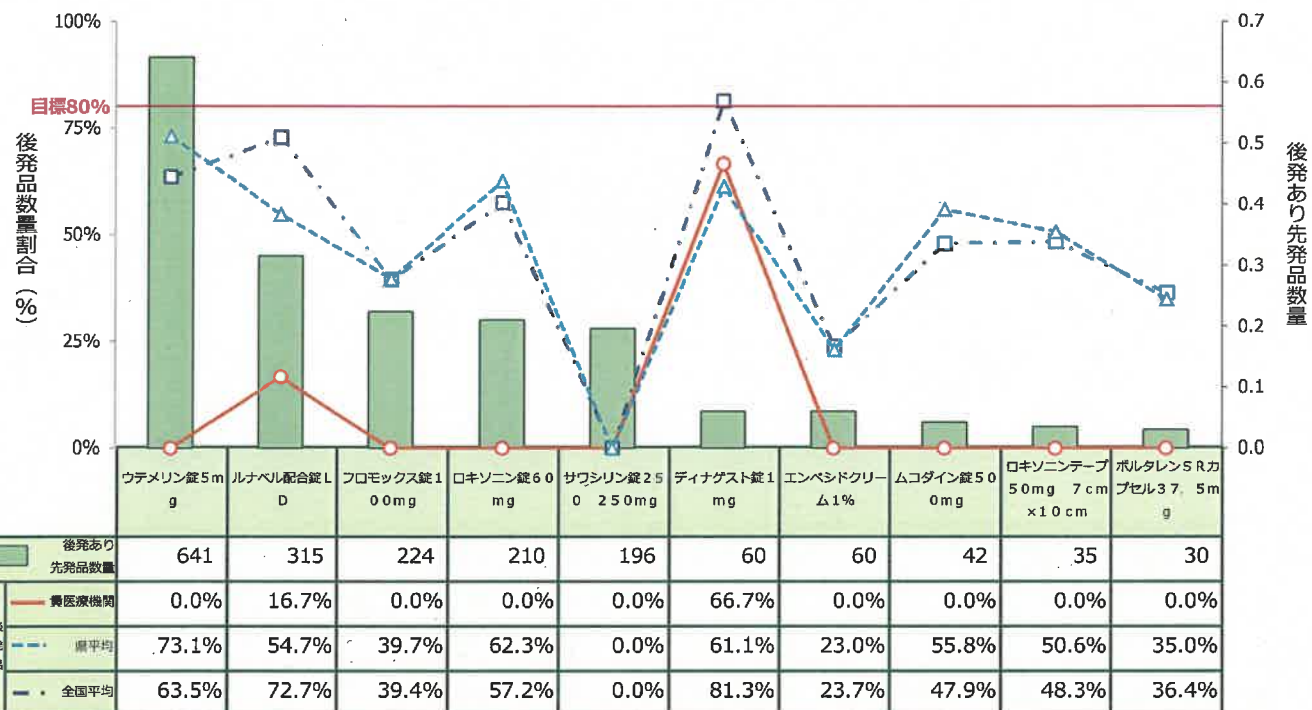
## 5. 貴医療機関における後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品

後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品をお知らせします。

国目標80%に達していない医薬品は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



(単位：千)



## ジェネリック医薬品に関するお知らせ (院内版)

～貴医療機関の処方状況について～

全国健康保険協会 福岡支部

〒812-8670

福岡市博多区上呉服10-1

博多三井ビルディング

TEL: 092-283-7621

〒 [ ]  
[ ]  
[ ]  
[ ] 御中

全国健康保険協会（協会けんぽ）の事業運営につきまして、平素より格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年6月の閣議決定において「2020年9月までにジェネリック医薬品（以下、後発品）の使用割合を80%以上とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と定められました。

協会けんぽといたしましても、加入者の方のお薬代や保険料の負担軽減に繋がることから、後発品の普及促進の取組を積極的に進めています。この取組の一環として、協会けんぽ加入者の方のレセプトを集計し、地域における後発品使用割合等について、医療機関様へ情報提供を行っております。後発品の取扱をご検討される際の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

## 1. 協会けんぽ加入者への処方状況

### 先発品から後発品に変更後、患者に副作用が発生した場合の責任は？

医師が先発医薬品を適正に処方し、変更不可欄に「レ」または「×」の印等のない処方せんについて、薬剤師が適正に先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合には、仮にその医薬品により副作用被害が発生したとしても、医師や薬剤師にその副作用の責任が生じるものではありません。

適正に使用したにもかかわらず副作用による一定の健康被害が生じた際には、先発医薬品、ジェネリック医薬品のいずれの使用であっても、製造販売業者の社会的責任に基づく拠出金等を財源とした「医薬品等副作用被害救済制度」の対象となり得ます。ジェネリック医薬品であるという理由で救済制度の対象から外れるということはありません。



※厚生労働省：「ジェネリック医薬品への疑問に答えます ～ジェネリック医薬品Q&A～」より

医薬品副作用被害救済制度に関する情報は、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構のウェブサイトよりご確認ください！

医薬品副作用被害救済制度に関する業務

<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>

「貴医療機関」「二次医療圏」「県平均」の後発品にかかる処方状況をお知らせします。



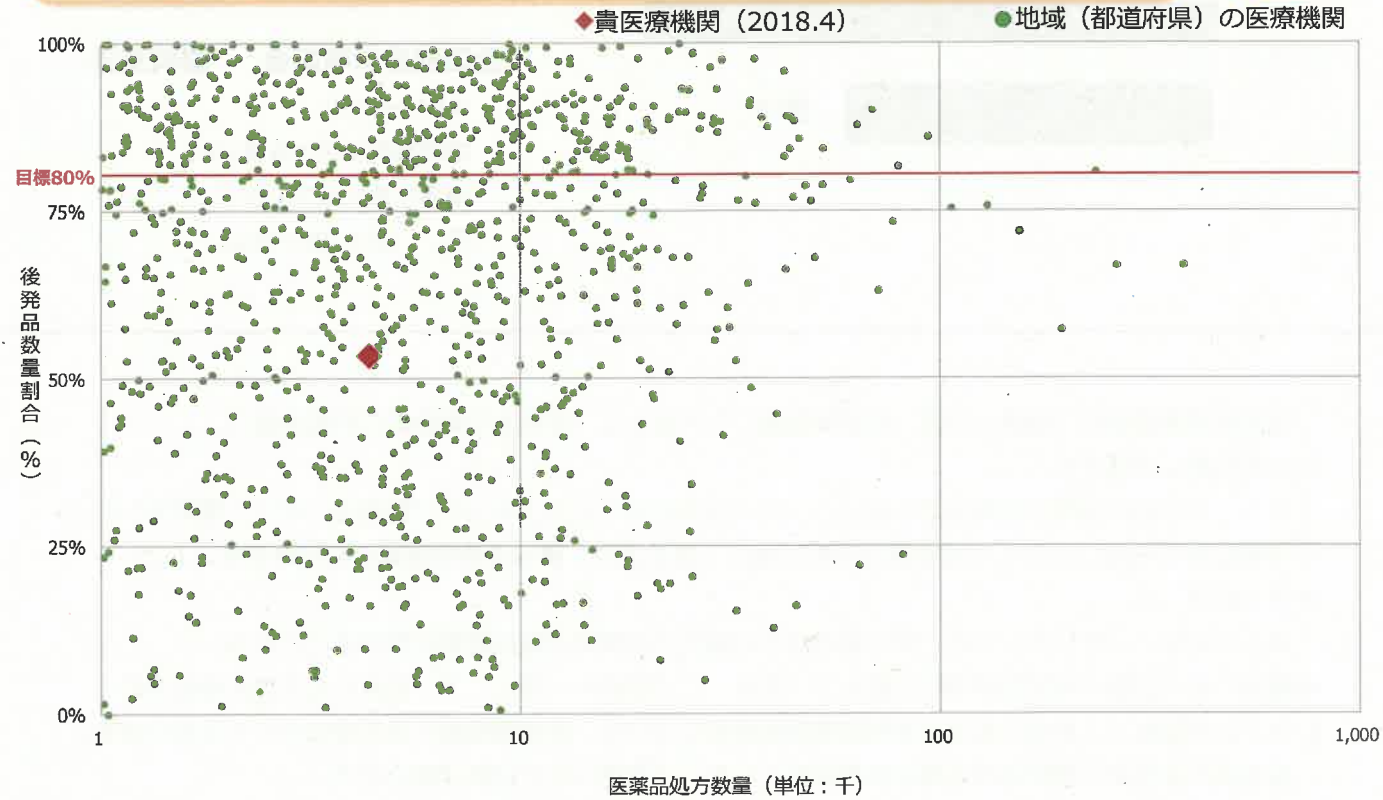
	貴医療機関	院内処方		
		二次医療圏平均	県平均	
人数	貴医療機関にて処方した協会けんぽの加入者数	474人	167人	168人
	後発品を処方した加入者数	93人	26人	32人
	後発品を処方した加入者割合	19.6%	15.7%	19.0%
数量	貴医療機関の処方数量	7,756	3,211	4,122
	後発品のある先発医薬品の処方数量	2,020	684	876
	後発品の処方数量	2,318	1,286	1,768
	後発品数量割合	53.4%	65.3%	66.9%
金額	貴医療機関にて処方した医薬品の薬剤金額	518,489円	600,362円	574,568円
	後発品の薬剤金額（10割）	75,455円	50,577円	57,071円
	後発品金額割合（10割）	14.6%	8.4%	9.9%

※本紙に掲載している情報は、協会けんぽ 平成30年4月診療分の医療レセプトにもとづいて作成しています。

※入院（DPC含む）レセプトが存在する場合は、入院と入院外を集計して処方数量や薬剤金額等を表示しています。

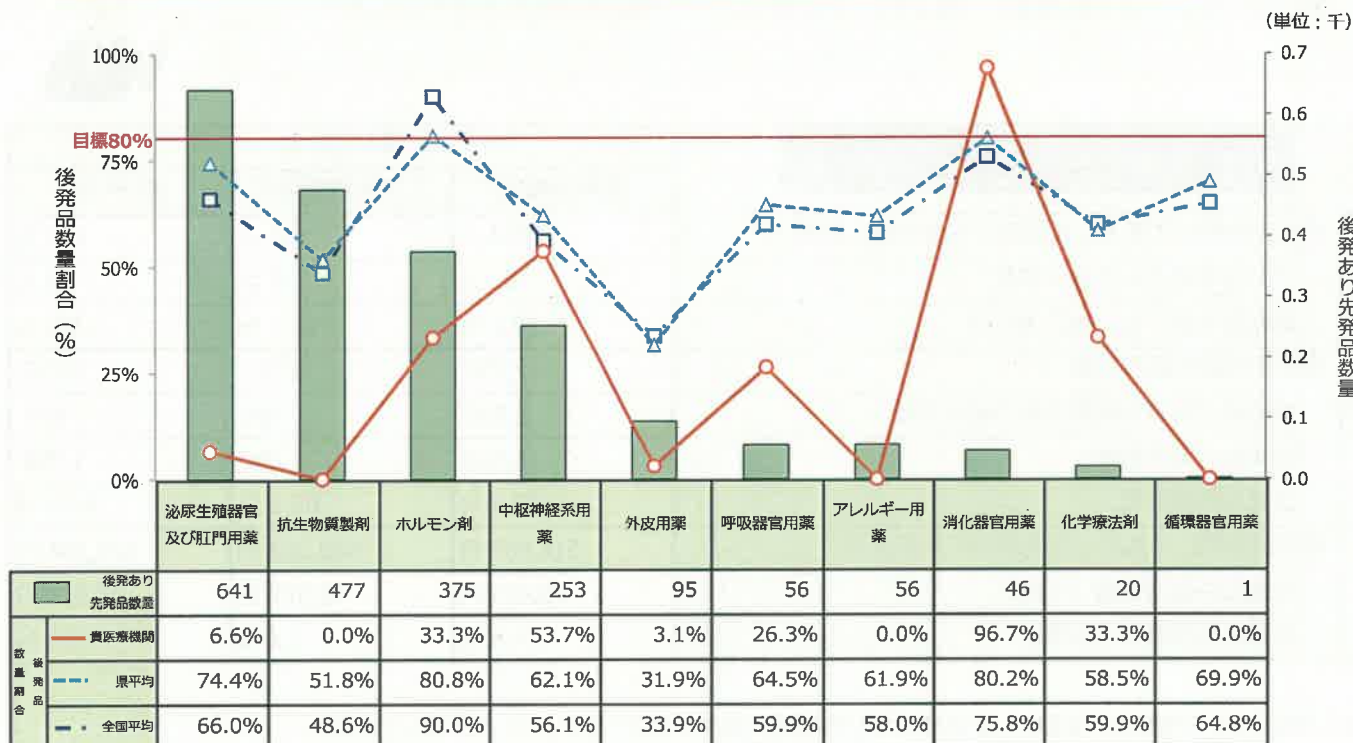
## 2.後発品数量割合と医薬品処方数量による貴医療機関の位置づけ

「後発品数量割合（縦軸）」と「医薬品処方数量（横軸）」をもとに貴医療機関の位置づけをお知らせします。地域の後発品使用状況を参考にさせていただくとともに、後発品の使用促進にご協力をお願いします。



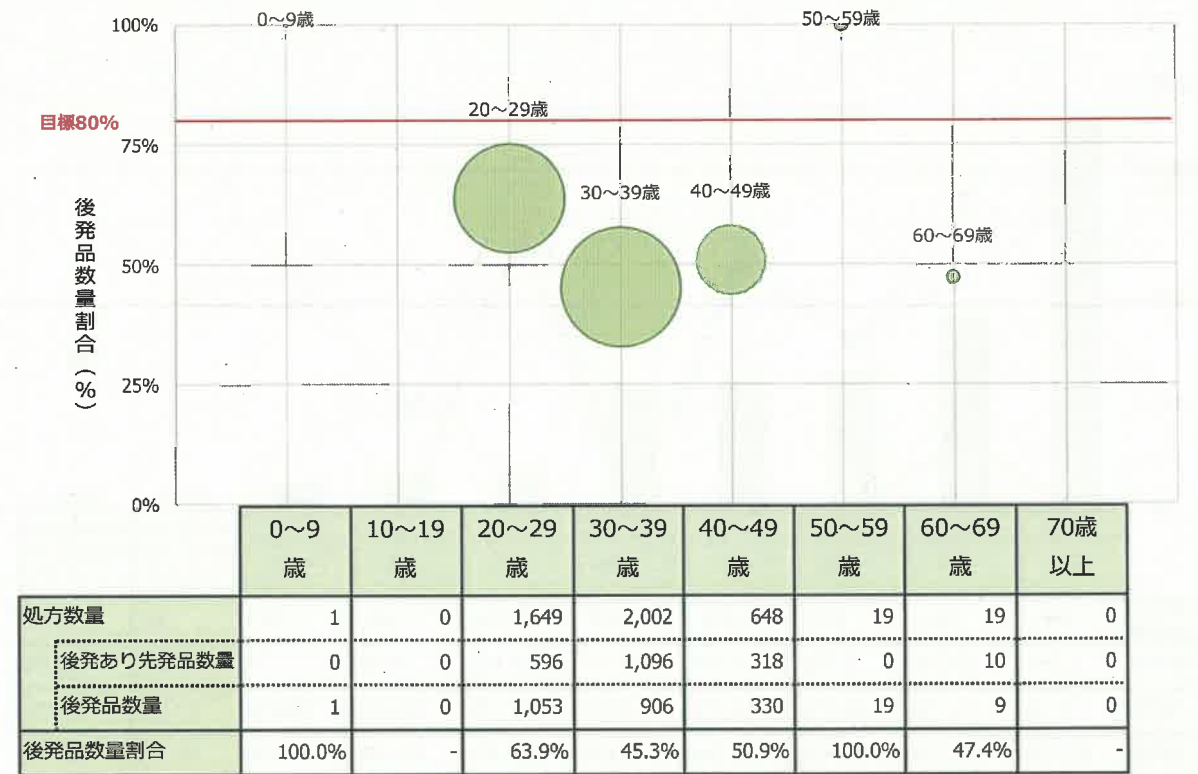
## 3.貴医療機関の薬効分類別後発品数量割合

貴医療機関で「後発あり先発品」の数量が多い薬効分類上位10種をお知らせします。国目標80%に達していない薬効は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



## 4.貴医療機関の年齢別後発品数量割合

貴医療機関における年齢別後発品数量割合をお知らせします。国目標80%に達していない年齢については、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



※円の大きさ = 後発あり先発品数量 + 後発品数量

## ジェネリック医薬品の原薬は海外の粗末なものを使っているのでは？

万が一、純度の低い粗悪な原薬が製剤にそのまま使用されているとすれば、その医薬品の有効性や安全性に悪い影響を及ぼすこともあり得るでしょう。

しかし実際には、承認審査の段階で、原薬及び製剤それぞれの品質がともに先発医薬品の品質と同等あるいはそれ以上であるかどうかを審査するとともに、製剤の生物学的同等性が保証されているかどうかを審査し、問題のない医薬品のみが承認されています。

また、原薬の純度に関する審査にあたっては、日米EU医薬品規制調和国際会議（ICH）の合意に基づく「新薬有効成分含有医薬品のうち原薬の不純物に関するガイドライン」を、ジェネリック医薬品についてもそのまま準用しています。

したがって、有効性及び安全性において先発医薬品と異なる影響を与えるような純度の低い粗悪な原薬による製剤が、ジェネリック医薬品として承認されることはありません。

なお、海外からの輸入による原薬は、ジェネリック医薬品だけに使われているわけではなく、先発医薬品として使われているものもあります。



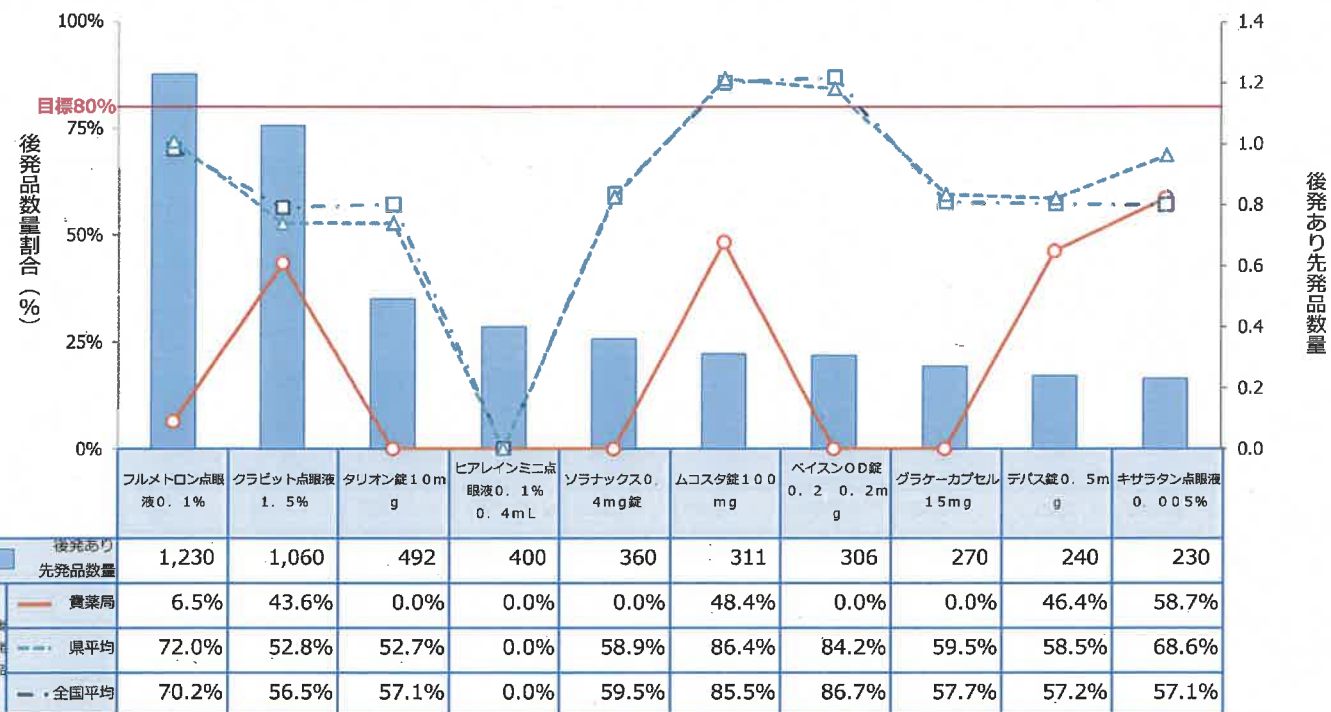
## 6. 貴薬局における後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品

後発品数量割合向上に寄与する上位10医薬品をお知らせします。

国目標80%に達していない医薬品は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



(単位：千)



## ジェネリック医薬品に関するお知らせ

～貴薬局の調剤状況について～

全国健康保険協会 福岡支部

〒812-8670

福岡市博多区上呉服町10-1

博多三井ビルディング

TEL: 092-283-7621

御中

全国健康保険協会（協会けんぽ）の事業運営につきまして、平素より格段のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成29年6月の閣議決定において「2020年9月までにジェネリック医薬品（以下、後発品）の使用割合を80%以上とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。」と定められました。

協会けんぽといたしましても、加入者の方のお薬代や保険料の負担軽減に繋がることから、後発品の普及促進の取組を積極的に進めています。この取組の一環として、協会けんぽ加入者の方のレセプトを集計し、地域における後発品使用割合等について、薬局様へ情報提供を行っております。後発品の取扱をご検討される際の参考資料として、ご活用いただければ幸いです。

## 1. 協会けんぽ加入者への調剤状況

### 先発品から後発品に変更後、患者に副作用が発生した場合の責任は？

医師が先発医薬品を適正に処方し、変更不可欄に「レ」または「×」の印等のない処方せんについて、薬剤師が適正に先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合には、仮にその医薬品により副作用被害が発生したとしても、医師や薬剤師にその副作用の責任が生じるものではありません。

適正に使用したにもかかわらず副作用による一定の健康被害が生じた際には、先発医薬品、ジェネリック医薬品のいずれの使用であっても、製造販売業者の社会的責任に基づく拠出金等を財源とした「医薬品等副作用被害救済制度」の対象となり得ます。ジェネリック医薬品であるという理由で救済制度の対象から外れるということはありません。



※厚生労働省：「ジェネリック医薬品への疑問に答えます ～ジェネリック医薬品Q&A～」より

医薬品副作用被害救済制度に関する情報は、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構のウェブサイトよりご確認ください！

医薬品副作用被害救済制度に関する業務

<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>

「貴薬局」「二次医療圏」「県平均」の後発品にかかる調剤状況をお知らせします。

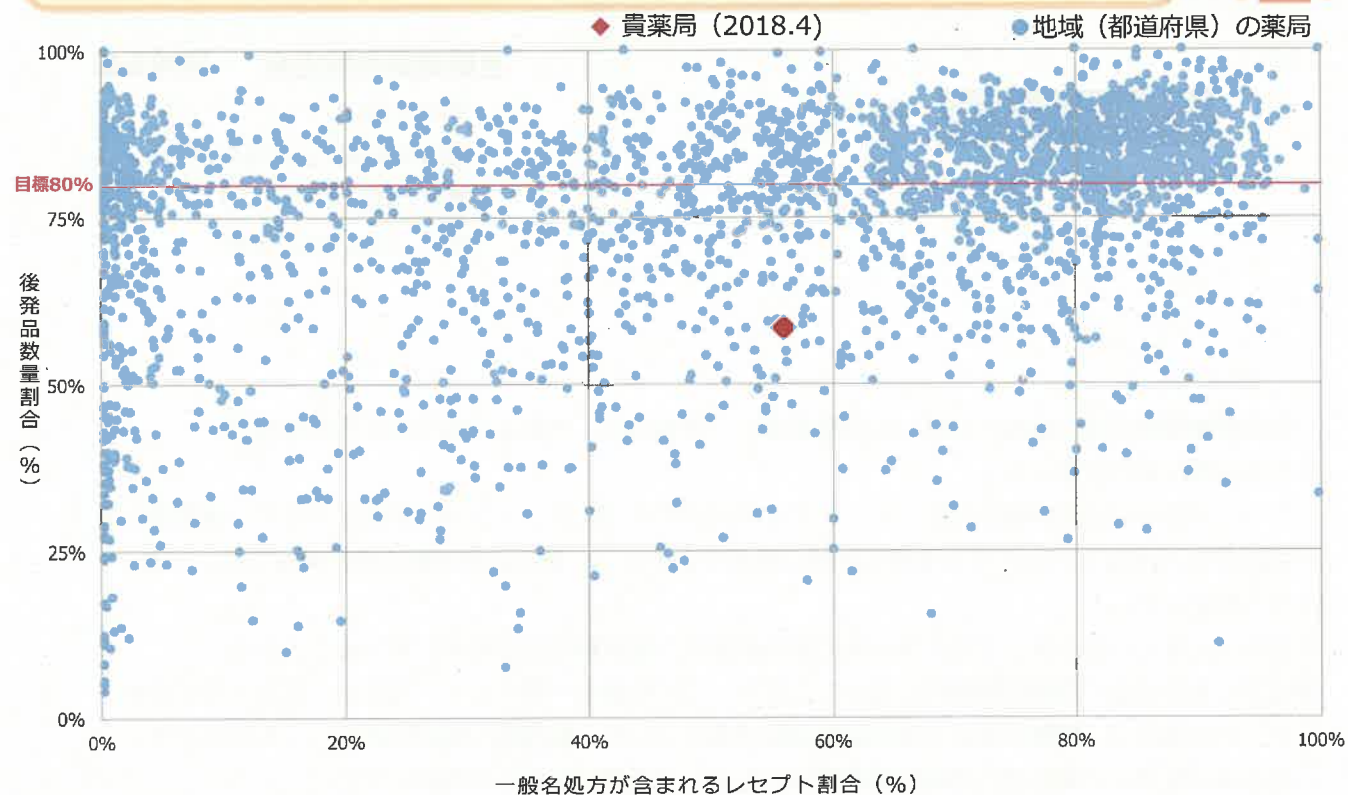


		貴薬局	二次医療圏平均	県平均
人数	貴薬局にて調剤した協会けんぽの加入者数	1,093 人	198 人	188 人
	後発品を調剤した加入者数	473 人	148 人	145 人
	後発品を調剤した加入者割合	43.3 %	74.7 %	76.7 %
数量	貴薬局の調剤数量	41,750	25,456	24,220
	後発品のある先発医薬品の調剤数量	8,552	3,996	3,922
	後発品の調剤数量	12,046	12,533	12,147
	後発品数量割合	58.5 %	75.8 %	75.6 %
金額	貴薬局にて調剤した医薬品の薬剤金額	4,712,455 円	1,479,994 円	1,289,874 円
	後発品の薬剤金額（10割）	475,588 円	233,318 円	220,368 円
	後発品金額割合（10割）	10.1 %	15.8 %	17.1 %

※本紙に掲載している情報は、協会けんぽ 平成30年4月診療分の調剤レセプトにもとづいて作成しています。

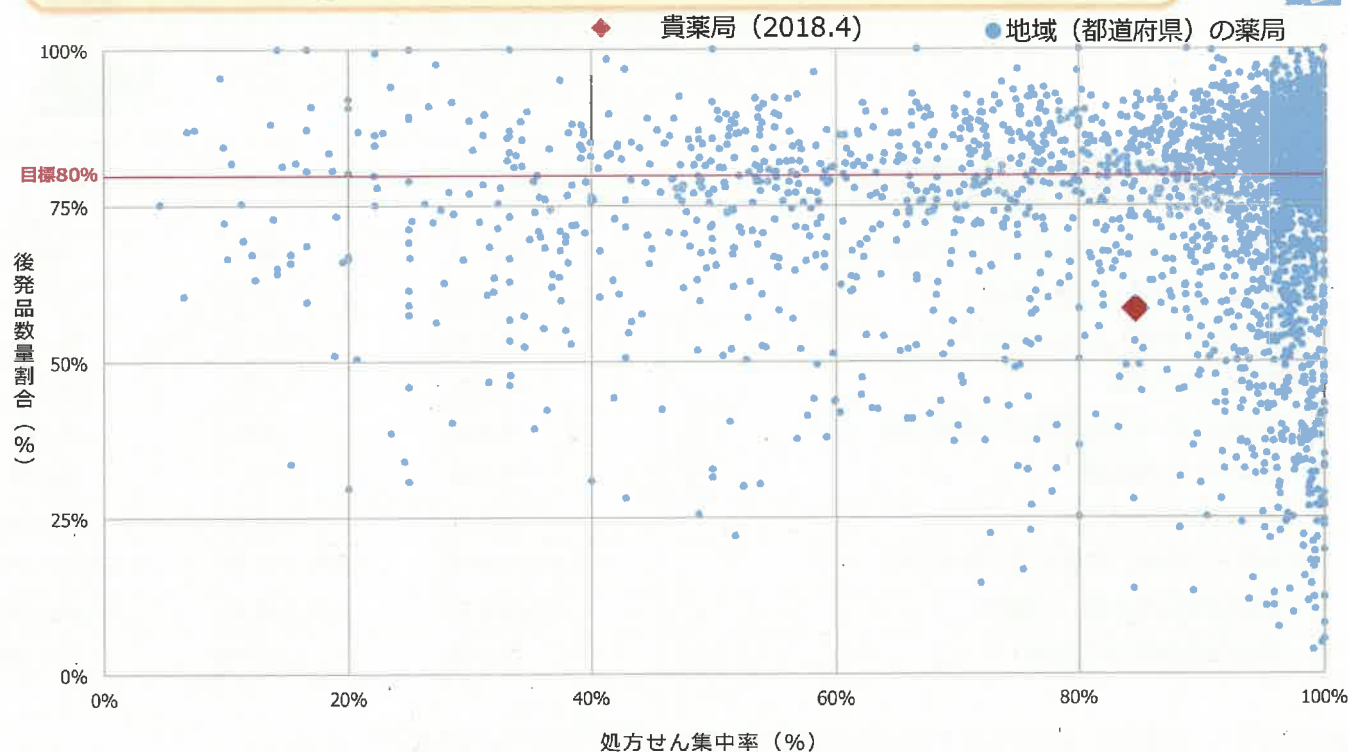
## 2.後発品数量割合と一般名処方が含まれるレセプト割合による貴薬局の位置づけ

「後発品数量割合（縦軸）」と「一般名処方が含まれるレセプト割合（横軸）」をもとに、貴薬局の位置づけをお知らせします。地域の後発品使用状況を参考にさせていただくとともに、さらなる後発品の使用促進にご協力をお願いします。



## 3.後発品数量割合と処方せん集中状況による貴薬局の位置づけ

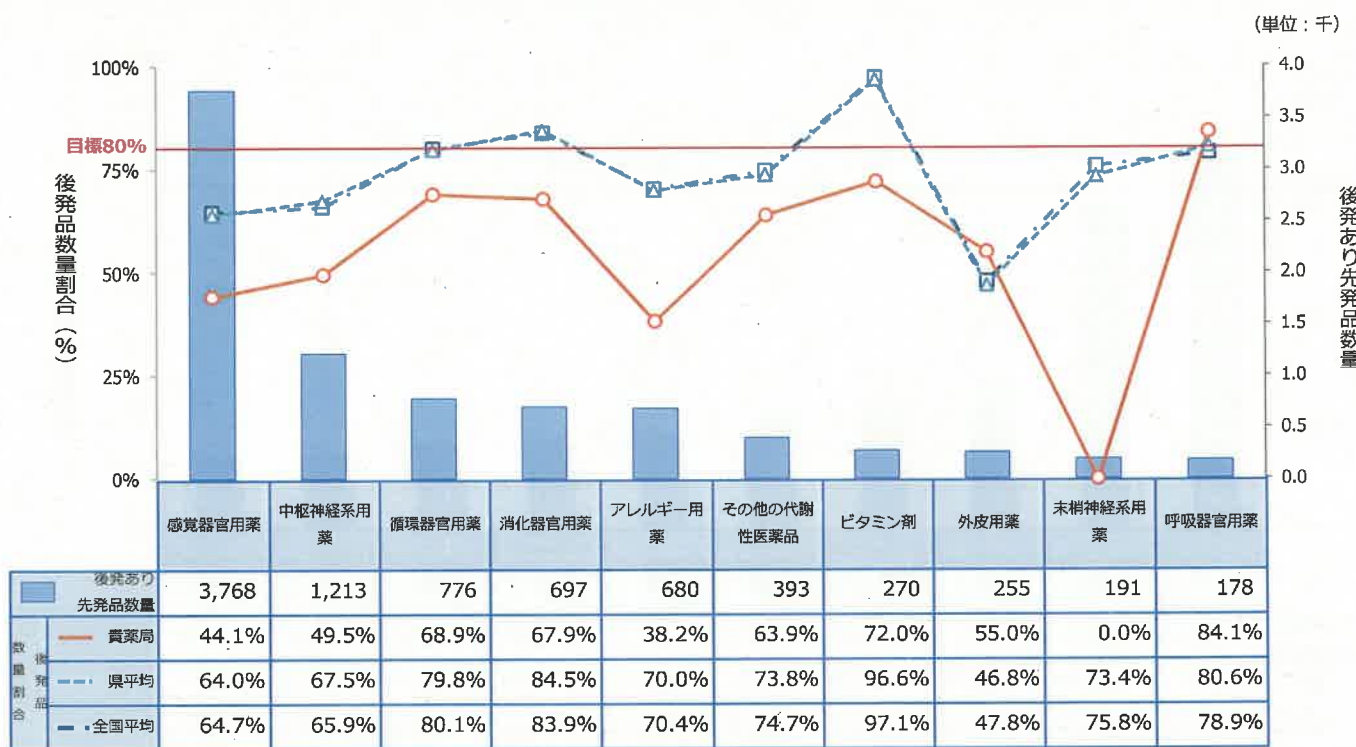
「後発品数量割合（縦軸）」と「処方せん集中度（横軸）」をもとに、貴薬局の位置づけをお知らせします。地域の後発品使用状況を参考にさせていただくとともに、さらなる後発品の使用促進にご協力をお願いします。



※処方せん集中度は、主たる医療機関（処方せん発行数が最大の医療機関）からのレセプトが占める割合

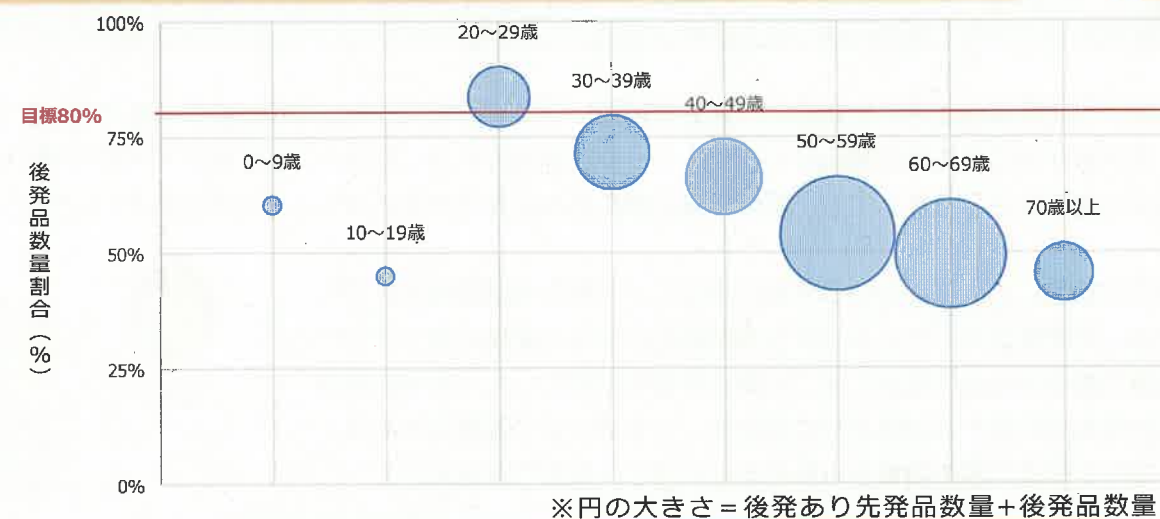
## 4.貴薬局の薬効分類別後発品数量割合

貴薬局における「後発あり先発品」の数量が多い薬効分類上位10種をお知らせします。国目標80%に達していない薬効は、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



## 5.貴薬局の年齢別後発品数量割合

貴薬局における年齢別後発品数量割合をお知らせします。国目標80%に達していない年齢については、特に後発品の使用促進にご協力をお願いします。



	0~9歳	10~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上
処方数量	139	133	1,730	2,560	2,674	6,211	5,634	1,518
後発あり先発品数量	55	73	281	724	898	2,856	2,841	825
後発品数量	84	60	1,449	1,836	1,776	3,355	2,793	694
後発品数量割合	60.4%	45.1%	83.8%	71.7%	66.4%	54.0%	49.6%	45.7%